

『保証マンスリー』は、東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です

保証マンスリー

11 2024
VOL.45
No.11

November

▶ 今月のお知らせ

シリーズ「保証条件変更基礎講座」
第3回 会社分割を把握した際の対応について
令和6年度上半期事業概況

▶ 事業実績

▶ インフォメーション

専修大学大学院商学研究科との
第20回共同公開講座のご案内



LINE 友だち絶賛募集中!!

最新情報や経営に役立つ情報を
配信中! 左記二次元コードから
「友だち追加」をお願いします。

シリーズ「保証条件変更基礎講座」

第3回 会社分割を把握した際の対応について



会社分割は、分割会社と承継会社の間で事業に係る権利義務の包括的承継が可能であることから、M&Aやグループ会社間の事業再構築を行う際に広く利用される組織再編の手法です。

一方で、債権者の個別の同意を得ることなく免責的な債務の承継ができる等、債権保全上重大な影響を及ぼす可能性があり、債権者として適切な管理が必要です。

したがって、被保証人等に係る会社分割を把握した場合は、事実関係・内容を確認したうえで速やかに当協会所定の「会社分割に係る債務承継報告書」を提出してください。債権者の異議の申述や条件変更（債務引受、連帯保証人追加）等の対応について協会と協議が必要となる場合があります。

本号では、協会に提出していただく「会社分割に係る債務承継報告書」の書き方を中心にご説明します。

※なお、「会社分割に係る債務承継報告書」は、令和6年11月より書式が改定されました。

《会社分割に係る債務承継報告書》

会社分割

会社分割に係る債務承継報告書

東京信用保証協会 殿

住所 東京中央区銀座 ●●●●

金融機関名 東京中央銀行

(担当者: 銀座一郎) (TEL: 03-xxxx-xxxx)

貴協会保証による貸付先が商法及び会社法で定める会社分割に基づいて行う保証付債務の承継について、以下のとおりご報告します。

1	被保証人 (分割会社)	協会顧客番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	法人名	フリガナ カトウキョウシンポ									
		株式会社東京信保									
2	分割計画 (分割契約) 効力発生日	2024 年 11 月 26 日									
	フリガナ カトウキョウシンポ										
3	承継会社 (該当する方に○)	法人名									
		株式会社東京ギャラン									
	新設分割	本社住所									
		東京都中央区京橋 ■■■									
	○ 吸収分割	代表者氏名									
		東京 太郎									
4	保証付貸付金 (全部) の明細および承継の方法										
	保証番号	当初貸付額 (千円)	現在残高 (千円)	承継有無 (該当する方に○)		承継方法 (該当する方に○)					
				有	無	免責的	併存的				
	1 0 1 2 3 4 5 6 7 8	10,000	5,000		○						
	1 0 2 3 4 5 6 7 8 9	20,000	15,000	○		○					
5	金融機関所見 (分割の理由・目的・債権保全についての考え方等)										
飲食業と不動産賃貸業を併営する先。今後飲食事業の拡大を見込んでいることから、主たる事業と従たる事業の明確な区分けをするべく、売上の7割を占める飲食業を分離し、同事業にかかる債務は免責的に承継会社に分割承継。同店舗開業資金借入のプロパーとはほぼ同時に実行した諸経費支払資金借入の協会保証付きを免責的に承継させる。プロパー、協会保証付きともに分割会社を引受債務の連帯保証人に追加予定。なお、保証番号1012345678については不動産賃貸部門の修繕費に係る借入であり、債務承継は行わない。											
注1) 新設分割の場合、3に新設会社として登記予定の法人名・本社住所・代表者氏名を記入してください。 注2) 新設分割の場合は分割計画書等、吸収分割の場合は分割契約書等と承継会社の商業登記簿謄本を添付してください。以上											
協会専用欄											
受付日: 年 月 日											
受付者:											
2024. 11											

効力発生日を記入

新設分割の効力発生日

➡新設会社の設立日。
(予定日でも可)

吸収分割の効力発生日

➡分割契約書に記載あり。

※不詳の場合は、空欄でも差し支えありません。速やかに報告してください。

承継会社の情報を記入

※「新設分割」または「吸収分割」のいずれか該当する方に○を付けてください。

※新設分割の場合は、新設会社として登記予定の本社住所及び代表者氏名をご記入ください。

保証番号毎に承継有無・承継方法を記入

※残高があるすべての保証を記入し、承継有無、承継方法は、該当する方に○を付けてください。

※承継会社を既存保証口の連帯保証人に追加することを検討する場合は承継方法は空欄で差し支えありません。ただし、「5 金融機関所見」欄にその旨を記載してください。

以下を参考に記入

- ・分割に至った背景・理由
- ・分離する事業内容・売上比率
- ・債権者としての債権保全措置の講じ方とその方法をとる理由等

本号の「保証条件変更基礎講座」の内容に関するお問い合わせ先：
管理部 管理統括課 03-6264-1259

〈金融機関所見欄の記載例①〉

5	金融機関所見(分割の理由・目的・債権保全についての考え方等)
飲食業と不動産賃貸業を併営する先。今後飲食事業の拡大を見込んでいることから、主たる事業と従たる事業の明確な区分けをするべく、売上の7割を占める飲食業を分離し、同事業にかかる債務は免責的に承継会社に分割承継。同店舗開業資金借入のプロパーとほぼ同時期に実行した諸経費支払資金の保証付き借入れを免責的に承継させる。プロパー、保証付き借入れともに分割会社を引受債務の連帯保証人に追加予定。なお、保証番号1012345678については不動産賃貸部門の修繕費に係る借入であり、債務承継は行わない。	

〈金融機関所見欄の記載例②〉

5	金融機関所見(分割の理由・目的・債権保全についての考え方等)
これまでソフトウェア業と出版業を併営してきた先。今般、主力業務であるソフトウェア業に注力するため出版部門を吸収分割するもの。なお、分割する出版事業は当社全体の1割程度の規模であり、分割による影響も小さいことから債務の承継は行わない方針。当行としては、主力業務が分割会社に残ること、今般の分割による損益面への影響が僅少であることを鑑み、償還面への影響はないと判断。現状のままで返済を継続する。	

※作成した「会社分割に係る債務承継報告書」は、以下の資料とあわせて協会担当部署(管理統括課)に提出してください。

会社分割に係る債務承継報告書

東京信用保証協会 様

分割計画(分割の目的・理由等)

1 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

2 分割計画(分割の目的・理由等)

3 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

4 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

5 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

6 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

7 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

8 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

9 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

10 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

11 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

12 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

13 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

14 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

15 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

16 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

17 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

18 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

19 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

20 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

21 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

22 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

23 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

24 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

25 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

26 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

27 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

28 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

29 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

30 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

31 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

32 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

33 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

34 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

35 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

36 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

37 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

38 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

39 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

40 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

41 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

42 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

43 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

44 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

45 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

46 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

47 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

48 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

49 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

50 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

51 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

52 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

53 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

54 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

55 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

56 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

57 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

58 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

59 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

60 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

61 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

62 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

63 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

64 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

65 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

66 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

67 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

68 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

69 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

70 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

71 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

72 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

73 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

74 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

75 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

76 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

77 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

78 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

79 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

80 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

81 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

82 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

83 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

84 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

85 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

86 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

87 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

88 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

89 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

90 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

91 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

92 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

93 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

94 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

95 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

96 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

97 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

98 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

99 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)

100 債権者(分割会社) 債権者(分割会社) 債権者(分割会社)



新設分割の場合

- ☐ 分割計画書
- ☐ 承継権利義務明細書

吸収分割の場合

- ☐ 分割契約書
- ☐ 商業登記簿謄本(承継会社)
- ☐ 承継財産目録

※必要に応じて、分割会社や承継会社の直近2期分の決算書等の提出をお願いする場合があります。
また、分割前後の貸借対照表、損益計算書や債権者向け説明資料等が作成されている場合はあわせてご送付ください。

皆さまから多く寄せられるご質問

Q.1 | 当該報告書は、履歴事項全部証明書上で「会社分割」登記を確認してから提出すればよいでしょうか？

A.1 | 会社分割を把握した場合、当該分割に係る異議の申述も含め、債権者たる金融機関がどのような債権保全措置を講じるのか報告する必要があります。したがって、官報公告や顧客からのヒアリング等で会社分割の事実を把握した時点で事実関係・内容を確認し速やかに当該報告書を作成し協会担当部署(管理統括課)に提出してください。

Q.2 | 当座貸越根保証を利用している債務者等が会社分割することになりました。新たな貸越を行う場合に注意する点はありますか？

A.2 | 当協会の保証が貸付根保証、割引根保証、当座貸越根保証等の「根保証」であり、債務者、連帯保証人、担保等に変動が生じ債権保全等の措置が必要になった場合は、新たな貸越等(利息元加を含む)を一時中止する必要があります。会社分割の効力として「根保証」に係る債務者等に変動が生じる可能性がありますので、速やかに協会担当部署(管理統括課)までご連絡ください。
なお、条件変更により債務引受した後は、当該「根保証」に係る貸越等の新たな取引を行うことができません。「根保証」の継続利用を希望する場合は、新規保証(継続新規)の申込が必要になります。ただし、審査の結果ご利用できない場合もございますので予めご了承ください。

令和6年度上半期事業概況

(令和6年4月～令和6年9月)

令和6年度上半期の保証承諾は、件数ベースで前年度比95.3%、金額ベースで同96.9%となり、前年度に比べ、件数、金額ともに減少しました。保証条件変更は件数ベースで前年度比106.6%、代位弁済は件数ベースで119.8%、金額ベースで127.6%と増加しています。



1 保証承諾

■ 令和6年度上半期(令和6年4月～令和6年9月)の保証承諾は、件数で38,790件(前年度同期比95.3%)、金額で5,931億円(同96.9%)となりました。

■ 上半期末(令和6年9月末)時点の保証債務残高は、5兆3,582億円(同89.3%)です。

(金額単位:億円)

	件 数		金 額	
		前年度同期比(%)		前年度同期比(%)
保証承諾	38,790	95.3	5,931	96.9
保証債務残高	462,335	96.8	53,582	89.3

2 条件変更

■ 令和6年度上半期(令和6年4月～令和6年9月)の保証条件変更の承認件数は27,852件(前年度同期比106.6%)となりました。

■ このうち、期間延長や返済方法変更などの保証条件変更は25,113件(前年度同期比107.0%)で推移しています。

	件 数	
		前年度同期比(%)
条件変更承認	27,852	106.6
期間延長・返済方法変更	25,113	107.0
その他の変更*	2,739	102.9

※「その他の変更」は、法人成りによる債務引受や担保変更などです。

3 代位弁済

■ 令和6年度上半期(令和6年4月～令和6年9月)の代位弁済は、件数で3,517件(前年度同期比119.8%)、金額で444億円(同127.6%)と前年度同期を上回りました。

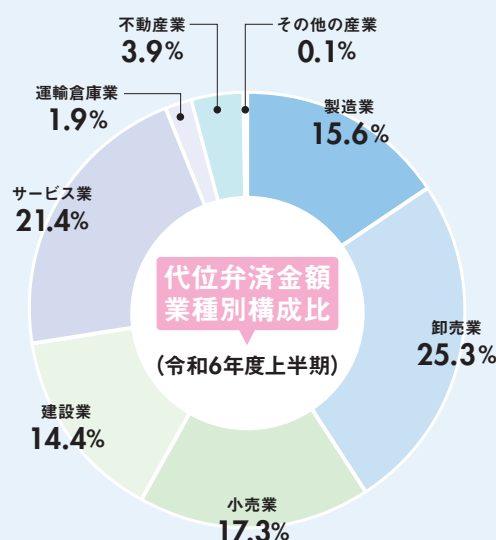
■ 代位弁済金額を業種別にみると、卸売業(前年度同期比162.2%)、サービス業(同136.0%)の増加率が大きくなっています。

4 回収

■ 令和6年度上半期(令和6年4月～令和6年9月)の回収総額は、51億円(前年度同期比108.4%)となりました。

■ このうち、保証協会債権回収株式会社(略称:保証協会サービサー)東京営業所による委託回収額は30億円です。

表中の金額は単位未満を四捨五入しているため、合計金額等と必ずしも一致しません。



〈業務概況〉

当 月 中

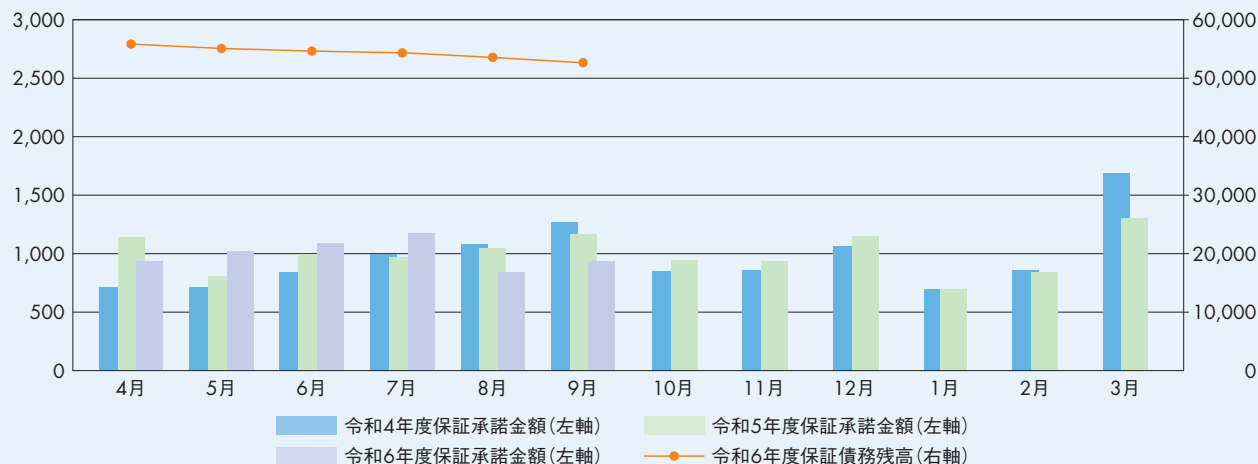
当 年 度 累 計

(金額単位:百万円)

	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	7,087	109,733	81.2	75.1	43,516	722,611	97.8	101.1
保証承諾	6,479	91,671	85.4	79.0	38,790	593,068	95.3	96.9
保証債務残高	462,335	5,358,153	96.8	89.3	—	—	—	—
代位弁済	577	6,685	94.7	96.1	3,517	44,409	119.8	127.6
回 収	—	656	—	96.7	—	5,130	—	108.4

〈月別保証承諾金額・債務残高〉

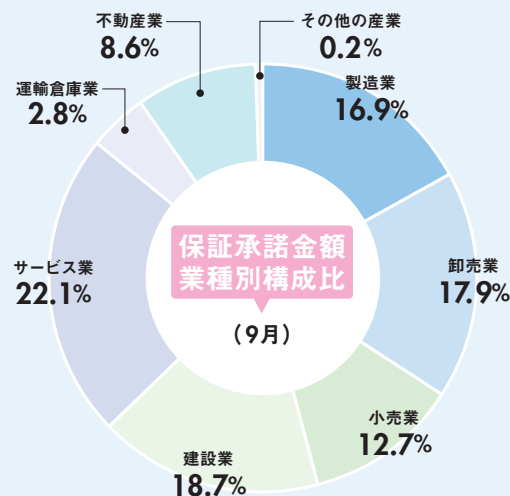
(単位:億円)



〈業種別保証承諾状況〉

(金額単位:百万円)

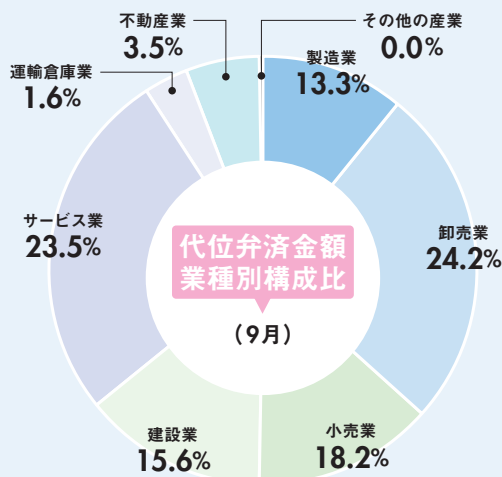
	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
製造業	951	15,527	77.0	72.9	5,896	103,921	94.8	96.4
卸売業	925	16,441	79.9	75.4	5,558	109,540	89.9	94.9
小売業	1,022	11,675	87.1	87.2	6,334	77,598	95.7	100.9
建設業	1,254	17,112	86.9	84.4	7,177	102,379	98.6	103.2
サービス業	1,649	20,260	92.6	80.1	9,627	128,343	96.9	95.1
運輸倉庫業	168	2,569	92.3	73.5	881	15,062	93.9	92.2
不動産業	496	7,899	84.5	77.7	3,223	54,794	94.5	91.6
その他の産業	14	189	56.0	60.0	94	1,429	70.1	100.1
合 計	6,479	91,671	85.4	79.0	38,790	593,068	95.3	96.9



〈業種別代位弁済状況〉

(金額単位:百万円)

	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
製造業	80	887	76.2	80.0	534	6,915	125.4	135.6
卸売業	89	1,620	92.7	124.4	687	11,242	140.8	162.2
小売業	132	1,215	110.0	121.2	739	7,693	118.4	128.7
建設業	85	1,043	73.9	74.8	527	6,410	98.0	86.8
サービス業	154	1,572	119.4	108.0	820	9,507	120.2	136.0
運輸倉庫業	5	110	25.0	30.7	61	836	81.3	106.1
不動産業	31	236	129.2	70.0	145	1,754	143.6	108.2
その他の産業	1	2	—	—	4	50	200.0	308.3
合 計	577	6,685	94.7	96.1	3,517	44,409	119.8	127.6



※表中の金額は単位未満を四捨五入しているため、合計金額等と必ずしも一致しません。
ハイフン(—)は、前年度実績が0を示します。

※表中の%は単位未満を四捨五入しているため、必ずしも合計は100%になりません。

〈金融機関業態別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
都市銀行	475	12,458	69.5	66.2	2,913	76,477	83.3	80.9
地方銀行	403	9,879	85.7	77.7	2,135	55,904	94.0	94.4
第二地方銀行	148	4,274	87.6	95.8	731	20,192	96.6	100.5
信用金庫	5,017	59,766	86.1	80.1	30,762	413,398	96.7	101.3
信用組合	410	4,854	97.9	93.4	2,144	25,004	94.0	88.1
その他	26	441	185.7	169.8	105	2,092	123.5	126.6
合計	6,479	91,671	85.4	79.0	38,790	593,068	95.3	96.9

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	84	1,060	60.9	47.3	625	9,854	110.2	114.1
	43	902	107.5	162.8	270	5,129	122.2	124.1
	31	418	103.3	63.3	127	1,760	110.4	84.4
	391	4,086	104.3	123.2	2,266	24,990	123.9	136.6
	27	217	112.5	127.6	213	2,538	113.9	174.9
	1	2	50.0	9.9	16	137	94.1	64.1
	577	6,685	94.7	96.1	3,517	44,409	119.8	127.6

〈地区別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
千代田区	288	6,000	63.7	55.1	1,879	47,429	87.8	99.8
中央区	336	6,275	88.2	73.7	2,017	41,960	92.5	95.0
港区	435	9,355	88.2	82.4	2,467	54,564	91.0	95.1
新宿区	182	2,885	77.1	66.9	1,185	20,976	79.6	78.5
文京区	75	1,065	55.1	49.6	509	10,232	73.1	87.0
台東区	270	3,599	76.9	78.1	1,462	23,996	80.7	86.5
墨田区	177	1,761	88.5	66.6	1,228	14,513	127.7	112.7
江東区	145	2,060	98.6	87.8	879	12,771	111.5	107.1
品川区	197	2,333	84.9	71.7	1,243	16,420	90.7	83.4
目黒区	150	1,961	99.3	91.9	812	11,840	94.4	92.4
大田区	383	4,462	109.4	87.0	2,266	26,826	123.8	106.2
世田谷区	276	3,337	91.4	62.6	1,668	21,547	91.8	81.5
渋谷区	351	7,249	91.2	88.6	2,152	47,315	98.6	104.9
中野区	58	835	69.0	66.8	464	6,918	94.9	101.3
杉並区	96	1,124	103.2	67.6	629	7,496	101.3	82.4
豊島区	192	2,825	113.6	107.3	965	16,202	102.1	101.3
北区	111	911	100.0	67.7	592	6,137	93.7	81.2
荒川区	149	1,664	88.2	82.5	755	8,653	85.5	89.7
板橋区	174	2,157	68.0	77.5	1,184	14,226	86.7	93.8
練馬区	222	1,975	86.4	81.6	1,122	12,553	84.8	92.4
足立区	337	4,982	69.9	98.4	2,211	27,095	88.8	93.3
葛飾区	202	3,094	62.0	73.1	1,104	15,881	74.7	86.5
江戸川区	282	3,654	125.3	126.2	1,770	23,666	122.3	137.5
市町村・島嶼	1,391	16,108	87.2	85.1	8,227	103,851	100.2	103.9
合計	6,479	91,671	85.4	79.0	38,790	593,068	95.3	96.9

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	43	660	215.0	173.6	182	2,958	141.1	116.4
	37	357	82.2	63.1	268	4,547	138.1	184.0
	38	440	86.4	95.0	277	4,211	119.4	145.3
	19	72	47.5	9.0	213	3,253	123.1	103.7
	15	231	71.4	89.4	67	950	88.2	101.2
	29	542	107.4	298.0	188	2,696	156.7	191.4
	17	273	94.4	191.9	79	1,238	117.9	194.5
	16	130	80.0	90.3	90	951	123.3	125.2
	15	111	78.9	43.1	96	905	126.3	130.4
	16	187	200.0	578.2	82	1,119	205.0	330.3
	22	293	100.0	82.3	117	1,545	95.1	104.0
	15	53	48.4	15.6	127	1,249	94.8	81.3
	38	639	97.4	95.3	248	4,189	118.1	120.4
	5	12	38.5	9.6	41	308	97.6	90.5
	15	174	150.0	82.4	63	692	128.6	83.3
	13	122	65.0	78.0	104	1,215	109.5	107.8
	8	38	114.3	86.4	50	300	147.1	88.6
	7	71	26.9	44.2	55	424	64.7	70.2
	14	225	77.8	153.7	73	788	84.9	99.3
	27	201	192.9	85.9	102	740	108.5	88.4
	16	264	53.3	97.8	145	1,454	115.1	147.6
	29	259	193.3	218.8	107	905	103.9	106.6
	14	72	87.5	71.0	140	1,260	105.3	78.1
	109	1,258	126.7	157.3	603	6,510	136.4	156.2
	577	6,685	94.7	96.1	3,517	44,409	119.8	127.6

保証申込・ご相談窓口のご案内

お客さまの利便性を考慮し、担当地域制をとっています。法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。また都内に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

八重洲支店

担当地域:
千代田区・中央区・港区・島しょ
〒104-0061
中央区銀座6-17-1
銀座6丁目-SQUARE
東京信用保証協会
本店12階
TEL 03 (6264) 1830
FAX 03 (3545) 3100

新宿支店

担当地域:
新宿区・中野区・杉並区
〒160-0023
新宿区西新宿6-3-1
新宿アイランド・ウィング
ビル3階
TEL 03 (3344) 2251
FAX 03 (3344) 2390

上野支店

担当地域:
台東区・文京区・北区
〒111-0041
台東区元浅草2-6-7
マタイビル5階
TEL 03 (3847) 3171
FAX 03 (3847) 3191

池袋支店

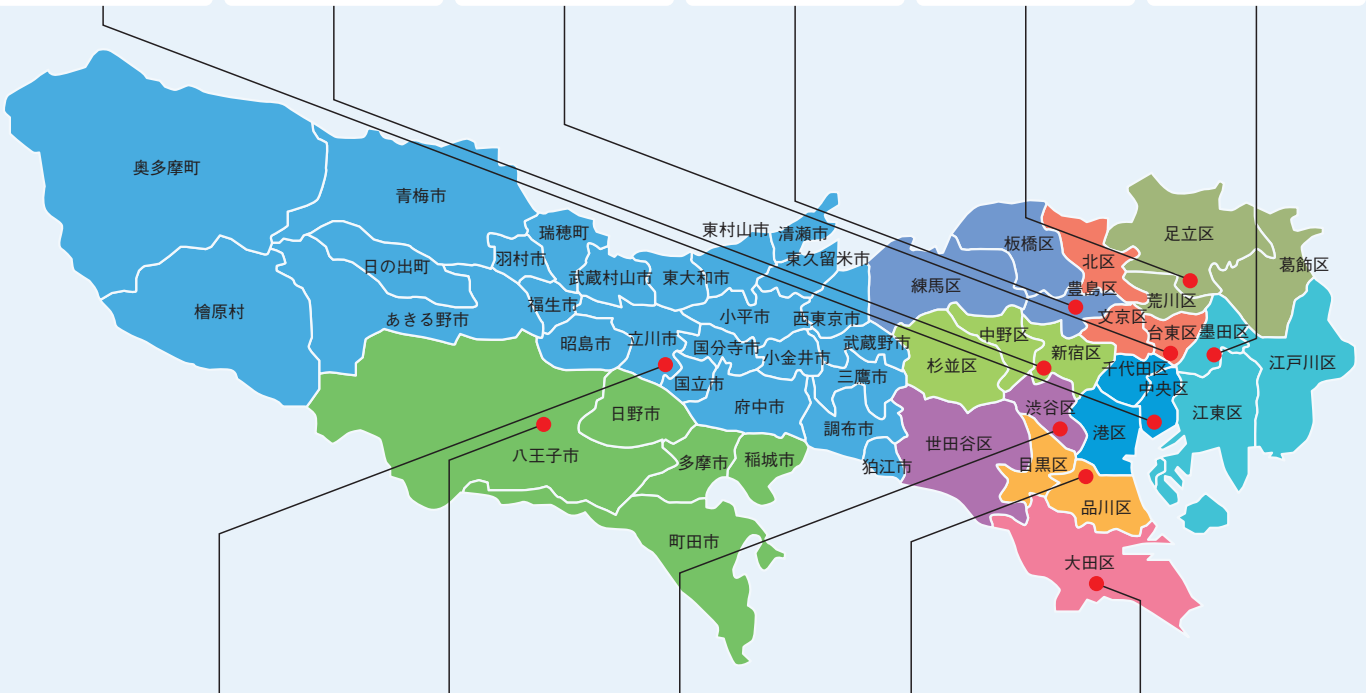
担当地域:
豊島区・板橋区・練馬区
〒170-0013
豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル8階
TEL 03 (3987) 5445
FAX 03 (3987) 7523

千住支店

担当地域:
足立区・荒川区・葛飾区
〒120-0036
足立区千住仲町40-10
住友生命北千住ビル2階
TEL 03 (3888) 7231
FAX 03 (3888) 7293

錦糸町支店

担当地域:
墨田区・江東区・江戸川区
〒130-0013
墨田区錦糸1-2-1
アルカセントラルビル4階
TEL 03 (5608) 2011
FAX 03 (5608) 2320



立川支店

担当地域:
八王子支店担当地域
以外の多摩地区
〒190-0012
立川市曙町2-37-7
コアシティ立川ビル5階
TEL 042 (525) 6621
FAX 042 (525) 8712

八王子支店

担当地域:
八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
〒192-0046
八王子市明神町3-20-6
八王子ファーストスクエア
ビル3階
TEL 042 (646) 2511
FAX 042 (646) 1970

渋谷支店

担当地域:
渋谷区・世田谷区
〒150-0002
渋谷区渋谷3-28-13
渋谷新南口ビル5階
TEL 03 (5468) 0135
FAX 03 (5468) 1037

五反田支店

担当地域:
品川区・目黒区
〒141-0022
品川区東五反田2-10-2
東五反田スクエアビル4階
TEL 03 (5447) 8250
FAX 03 (3443) 1130

大田支店

担当地域:
大田区
〒144-0035
大田区南蒲田1-20-20
東京都城南地域
中小企業振興センター3階
TEL 03 (5710) 3610
FAX 03 (5710) 3091

※お電話の際はおかけ間違いのないようご注意ください。

事業承継について

・事業承継について相談したい
事業承継サポートデスク
(本店12階)
TEL 03 (6264) 1847

海外展開について

・海外展開について相談したい
海外展開サポートデスク
(本店12階)
TEL 03 (6264) 1864

信用保証委託契約書の送付

・融資実行時に徴求した信用保証委託契約書について
保証事務課(本店12階)
TEL 03 (6264) 1094

信用保証料について

・信用保証料の計算方法、送金
手続、返戻等について知りたい
経理課(本店13階)
TEL 03 (6264) 1637

条件変更手続について

期間延長・返済方法の変更
(他の条件変更や事故報告を伴うものを除く)

各支店保証課等

※名称・住所変更など各種報告についてもこちらへお願いします。

連帯保証人の追加・解除、保証条件担保の変更など
上記以外の条件変更

管理統括課(本店12階)
TEL 03 (6264) 1259

創業保証の申込・ご相談

・創業に関する保証申込や相談
をしたい
各支店保証課
創業支援の窓口として各支店
内に「創業アシストプラザ」を設
置しています。

貸付実行・償還・完済報告について

・貸付実行・報告手続について
知りたい
・償還・完済報告について知
りたい
代位弁済課(本店12階)
TEL 03 (6264) 1276
※信用保険課は令和5年4月1日、
代位弁済課に統合しました。

延滞、その他事故が発生したとき

・事故報告の手続について知
りたい
管理統括課(本店12階)
TEL 03 (6264) 1259

代位弁済について

・債権保全に関することなど、
事前協議をしたい
・代位弁済請求の手続について
知りたい
・債権書類の引渡し等について
知りたい
代位弁済課(本店12階)
TEL 03 (6264) 1276

東京信用保証協会

検索

<https://www.cgc-tokyo.or.jp/>

専修大学大学院商学研究科との 第20回共同公開講座のご案内

当協会では、産学連携の取り組みの一環として、専修大学大学院商学研究科と共同公開講座を開催しています。今年は、「中小企業における女性リーダー育成」をテーマに、企業経営者や大学教授による講演とパネルディスカッションを通してわかりやすく説明いたします。中小企業の経営者や後継者の方をはじめ、多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

テーマ 中小企業における女性リーダー育成

日時 令和6年**12**月**14**日**土** 13:30～16:30

会場 専修大学神田校舎7号館731教室(千代田区神田神保町3-8)

開催方法 ハイブリッド形式(対面+オンライン) ※「zoom」使用

申込期限 令和6年**12**月**10**日**火**

事前
申込制

参加費
無料

■講演会 第1部

「日本経済におけるジェンダーギャップの現状」

講師：専修大学大学院 商学部教授 鹿住 倫世

■講演会 第2部

「資生堂のDE&Iの取り組みについて」

講師：株式会社資生堂 DE&I戦略推進部長 山本 真希氏

■パネルディスカッション

「中小企業における女性リーダー育成」

コーディネーター：専修大学大学院 商学部教授 谷守 正行 パネリスト：株式会社資生堂 DE&I戦略推進部長 山本 真希氏
：マノ精工株式会社 代表取締役 林 愛子氏
：専修大学大学院 商学部教授 鹿住 倫世

■東京信用保証協会のご案内

お申し込み方法など、詳細は
当協会のホームページをご覧ください！

東京信用保証協会

検索



〈お問い合わせ先〉

■申込・オンライン配信に関すること：専修大学 大学院事務課 大学院事務課 TEL:03-3265-6568
■講座の内容に関すること：東京信用保証協会 経営支援部 経営支援課 TEL:03-6264-1831



保証マンスリーの
バックナンバーはこちらから▶



金融機関の皆さまの声をお寄せください

当協会は昭和55年より金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として「保証マンスリー」を発刊しています。
本誌に関する金融機関の皆さまからのご意見・ご要望等を承っております。
お気軽に企画部広報課(03-6264-1695)までお寄せください。